

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本監第300号  
令和7年3月24日  
宮城県警察本部長

宮城県警察表彰規程運用要領の一部改正について（通達）

宮城県警察表彰規程（平成7年宮城県警察本部訓令第11号）の運用については、「宮城県警察表彰規程運用要領の改正について（通達）」（令和元年11月7日付け宮本監第1239号）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察表彰規程運用要領を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 退職者表彰について、「管理監督職勤務上限年齢」による降任等をされた職員に対する官職の取扱いを定めた。
- (2) 随時に行う表彰における表彰の分類について、表現を改めた。
- (3) 即賞表彰における表彰の要件について、表現を改めた。
- (4) 所属長賞について、書状の作成及び交付を省略することができると改めた。
- (5) 文言を整理した。

2 施行期日

令和7年3月24日

## 別添

### 宮城県警察表彰規程運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、宮城県警察表彰規程（平成7年宮城県警察本部訓令第11号。以下「表彰規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 表彰規程の目的（第1章関係）

表彰は、功を賞し労をねぎらうものであり、かつ、榮譽が伴うものであるため、その実施に当たっては、組織内の士気を鼓舞し、能率の増進が図られるよう十分配慮しなければならない。

#### 第3 表彰（第2章関係）

##### 1 本部長表彰の種類（第2条関係）

表彰規程第2条の警察職員及び部署とは、それぞれ次のとおりである。

###### (1) 警察職員

本部長が任命する宮城県警察の職員をいう。

###### (2) 部署

警察本部の部（組織犯罪対策局及び宮城県警察学校を含む。）、仙台市警察部、各所属、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項に規定する課等に置かれた組織、捜査本部その他特定の業務を遂行するために設置された組織をいう。

##### 2 本部長表彰の区分（第3条関係）

(1) 定例的に行う表彰の分類、種類、要件等は、定例表彰（別表第1）のとおりとする。

(2) 随時に行う表彰の分類、種類及び要件は、次のとおりとする。

###### ア 退職者表彰

退職者表彰（別表第2）のとおりとする。

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた警察職員については、退職者表彰において、当該他の官職への降任等をされる前の官職にあるものとして取り扱うものとする。

###### イ 随時表彰

随時表彰（別表第3）のとおりとする。

###### ウ 即賞

即賞（別表第4）のとおりとする。

なお、即賞を授与した場合でも、その功労が表彰規程第2条に規定する賞詞又は榮譽に該当するときには、別に授与する。

(3) 定例的に行う表彰及び随時に行う表彰における在職期間の算出基準は、期間算定の基準（別表第5）のとおりとする。

(4) 他都道府県警察の職員又は部署による本県警察への功労に対しては、感謝状を授与するものとする。

#### 第4 感謝状（第3章関係）

##### 1 本部長感謝状（第8条関係）

表彰規程第8条の規定により部外者等に対して定例的に行う感謝状の表彰要件等にあつては定例の感謝状（別表第6）のとおりとし、随時に行う感謝状の表彰要件等にあつては随時の感謝状（別表第7）のとおりとする。

##### 2 所属長感謝状（第11条関係）

所属長は、警察に協力し、又は警察業務の運営に寄与するなどの功労があつた部外者等に対し、事案の軽重、協力の程度等を考慮して感謝状を贈ることができる。

なお、既に本部長感謝状又は部長等感謝状が贈られているときは、特に併賞する必要がある場合に限って、感謝状を贈ることができる。

#### 第5 副賞（第4章関係）

表彰規程第13条の副賞は、本部長表彰の副賞（別表第8）のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、これの5倍を上限として増額することができる。

なお、部長等及び所属長が行う賞又は感謝状の副賞については、本部長表彰の副賞に準じるものとする。

#### 第6 表彰の具申手続等（第5章関係）

1 本部長表彰及び本部長感謝状（以下「本部長表彰等」という。）の具申は、表彰具申・審査書（別記様式）により行うものとする。ただし、監察課長が特に指定した場合は、この限りでない。

2 部長等賞及び部長等感謝状の具申は、表彰具申・審査書により行うものとする。

3 本部長表彰等の具申は、当該具申に係る事案を主管する本部所属の長が監察課長に関係書類を提出することにより行う。ただし、職員の退職者表彰については、当該職員が所属する所属の長が直接監察課長に具申できる。

4 本部長表彰等の具申に当たっては、次の点に配慮するものとする。

(1) 具申は、必要な事項を簡潔にまとめて、時機を失しないように速やかに行うこと。

(2) 具申に当たっては、贈呈又は授与した際に予想される反響等も踏まえ、多角的に具申の妥当性を検討すること。

#### 第7 宮城県警察表彰審査委員会の設置（第6章関係）

監察課長は、委員会を開催した都度、議事録を作成しておくものとする。

#### 第8 雑則（第9章関係）

##### 1 書状等の様式（第20条関係）

書状等の様式は、原則として毛筆書体による縦書きとする。また、部長等賞及び所属長賞については、JISA4を用い、横書きとすることができる。

なお、所属長賞は、授与者が認める場合において、表彰年月日、受賞者名、事案名等を受賞職員に通知し、所属内に公表することをもって、書状の作成及び交付を省略することができる。

##### 2 表彰決定の通知（第21条関係）

監察課長は、表彰が決定したときは、次の事項について、速やかに具申した所

属長又は受賞者のいる所属長に文書又は電話により通知するものとする。

- (1) 表彰種別
- (2) 事案名
- (3) 受賞者名又は受賞所属（団体）名
- (4) その他通知すべき事項

### 3 表彰の特例（第23条関係）

表彰規程第23条に規定する表彰は、実施に当たり、その根拠を監察課長に示すとともに、次により運用するものとする。

- (1) 地域安全活動、交通安全活動、少年非行防止活動等に対する本部長又は部長等と外郭団体の会長等による連名表彰に当たっては、当該外郭団体が定める表彰基準により実施するものとする。

なお、本部長と外郭団体の会長等による連名表彰を行うに当たっては、本部長の単独表彰との関連があるので、事前に監察課長と調整を行うものとする。

- (2) 各種術科大会、競技会、開発改善及び広報紙コンクールに関する表彰、交通死亡事故抑止市（区）町村の顕彰等に当たっては、それぞれの業務を主管する部署が定める表彰基準により実施するものとする。

別表第1

定 例 表 彰

1 個人表彰

表彰の 分 類	表彰 の種 類	表 彰 の 要 件	対 象	表彰の 時 期
優秀職員表彰	賞詞	次のいずれにも該当する者 1 人格・識見ともに優れ、勤務成績が特に優秀であり、他の模範と認められる者 2 20年以上引き続き在職（他機関への出向期間又は他機関で勤務し、本県警察に採用された者は、他機関での勤続期間を含む。以下同じ。）している警部（相当職を含む。）以下の者 3 過去に優良職員表彰を受け、3年以上経過している者 4 過去にこの表彰を受けていない者	現員の 1%程 度の数	毎 年 7 月
優良職員表彰	賞誉	次のいずれにも該当する者 1 職務に精励し、勤務成績が優良である者 2 10年以上引き続き在職している警部補（相当職を含む。）以下の者 3 過去5年以内にこの表彰を受けていない者	現員の 3%程 度の数	毎 年 7 月
永年勤続者表彰	賞詞	30年間又は20年間在職し功労があった者	該当数	毎 年 11 月

累積業務精励 職員表彰	賞誉	次の1及び2のいずれにも該当し、かつ、3 又は4のいずれかに該当する者 1 警部補（相当職を含む。）以下の者 2 過去3年以内に本部長表彰（永年勤続者表 彰を除く。）を受けていない者 3 対象業務（事件検挙等と異なり、業績が数 字に表れにくいなどの理由で表彰の機会が少 ない業務をいう。以下同じ。）に3年以上引き 続き従事し、その間、職務に精励した者 4 本務以外で特別の技能等に基づき指定され るなどした業務に3年以上引き続き従事し、 その間、当該指定に係る業務及び本務に係る 業務の双方で職務に精励した者	各部ご と相当 数	毎 年 9 月
特別出向者表 彰	賞詞 又は 賞誉	次のいずれかに該当する者 1 他機関等に出向又は派遣され、任務を全う した者で、表彰の必要が認められるもの 2 災害等のため、本県に出向又は派遣され、 任務を全うした者で、表彰の必要が認めら れるもの	該当数	毎 年 3 月 帰任時
特別強化訓練 員表彰	賞誉	3年以上引き続き特別強化訓練員として指定 され、指定が解除される者で、その間の勤務成 績が良好であるもの	該当数	毎 年 5 月 解除時
管区機動隊員 等表彰	賞誉	3年以上引き続き管区機動隊員又は機動隊員 として勤務し除隊する者で、その間の勤務成績 が良好であるもの	該当数	毎 年 5 月 除隊時
年間業務精励 職員表彰	賞詞	次のいずれにも該当する者 1 警部補（相当職を含む。）以下の者で、対象 業務に従事し、年間を通じ特に業務に精励し たもの 2 過去3年以内に賞詞（永年勤続者表彰を除 く。）を受けていない者	各部ご と相当 数	毎 年 1 月

注 現員とは、警察職員の総現員とする。

## 2 部署表彰

表彰の 分類	表彰 の種 類	表 彰 の 要 件		対 象	表彰の 時 期
年間総合業務 成績優秀・優 良警察署表彰	賞状 又は 賞誉	年間における総合 業務成績の優秀・優 良警察署	規模別の区分は、別 に定める。	規模別 の区分 に応じ 相当数	毎 年 1 月
年間部門別業 務成績優良警 察署表彰	賞誉	年間における部門 別業務成績の優良警 察署	部門別	相当数	

別表第2

退職者表彰

表彰の種類	表彰の要件
警察功績章	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 30年以上在職した警視若しくは警部又はこれらに相当する職員で、その間勤務成績が優秀なもの</li> <li>2 30年以上在職した警部補以下の警察官又はこれらに相当する職員で、本部長の行う優秀職員表彰を受けたもの</li> <li>3 おおむね25年以上在職し死亡により退職した職員で、次のいずれかに該当するもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警視若しくは警部又はこれらに相当する者</li> <li>(2) 本部長の行う優秀職員表彰を受けた者</li> </ol> </li> <li>4 その他功労が特に顕著であり、本部長が特に必要と認める者</li> </ol>
賞詞	<p>次のいずれかに該当する者で、その間の勤務成績が優良なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 おおむね20年以上在職した職員で、退職したもの</li> <li>2 おおむね15年以上在職した職員で、死亡により退職したもの</li> <li>3 その他功労が顕著であり、本部長が特に必要と認める者</li> </ol>
賞誉	<p>次のいずれかに該当する者で、その間の勤務成績が優良なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 おおむね10年以上在職した職員で、退職したもの</li> <li>2 おおむね5年以上在職した職員で、死亡により退職したもの</li> <li>3 その他功労が多大多であり、本部長が特に必要と認める者</li> </ol>



別表第3

随時表彰

表彰の分類	表彰の種類	表彰の要件
各種警察活動	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<p>次のいずれかに該当する顕著又は多大な業績を挙げた者又は部署</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪の検挙</li> <li>2 人命救助</li> <li>3 被害の未然防止又は拡大防止</li> <li>4 相談・苦情対応、留置管理、犯罪被害者等支援、人身安全関連事案業務、各種保護対策等の推進</li> <li>5 情報収集活動</li> <li>6 警備実施活動</li> <li>7 その他本部長が認めるもの</li> </ol>
効果的な施策等	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<p>次のいずれかに該当する顕著又は多大な業績を挙げた者又は部署</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察運営上の重要課題の推進</li> <li>2 効果的な施策等の企画又は運営</li> <li>3 業務の改善</li> <li>4 各種月間行事等の推進</li> <li>5 その他本部長が認めるもの</li> </ol>
研修成績	賞詞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察大学校警部任用科、管区警察学校警部補任用科又は管区警察学校巡查部長任用科における研修成績が特に優秀であった者</li> <li>2 県警察学校初任科における研修成績が特に優秀であった者</li> <li>3 全国規模の研修、部外委託研修等における研修成績が特に優秀であった者</li> </ol>
	賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察大学校警部任用科、管区警察学校警部補任用科又は管区警察学校巡查部長任用科における研修成績が優秀であった者</li> <li>2 県警察学校初任補修科における研修成績が優秀であった者</li> <li>3 県警察学校一般職員初任科における研修成績が特に優秀であった者</li> <li>4 全国規模の研修、部外委託研修等における研修成績が優秀であった者</li> </ol>

警察が主催する競技会等（警察術科等）	賞詞	<p>1 全国大会の個人又は団体（選手と同等の功労が認められる監督又は補欠選手を含む。以下この表において同じ。）の部における成績が特に優秀であった者</p> <p>2 全国規模の競技会、意見発表会、コンクール等における成績が優秀であった者</p>
	賞誉	<p>1 全国大会及び管区大会の個人又は団体の部における成績が優秀であった者</p> <p>2 全国規模及び管区規模の競技会、意見発表会、コンクール、上級検定等における成績が優良であった者</p>
その他の競技会等	賞詞	<p>1 国、県、市等の派遣依頼等に基づき出場した競技会において、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 世界規模の競技会における成績が特に優秀であった者</p> <p>(2) 国民スポーツ大会等全国規模の競技会における成績が特に優秀であった者</p> <p>2 世界規模又は全国規模の競技会等における成績が優秀であり、かつ、警察の威信を著しく高めた者</p>
	賞誉	<p>1 国、県、市等の派遣依頼等に基づき出場した競技会において、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 世界規模の競技会における成績が優秀であった者</p> <p>(2) 国民スポーツ大会等全国規模の競技会における成績が優秀であった者</p> <p>2 世界規模又は全国規模の競技会等における成績が優良であり、かつ、警察の威信を著しく高めた者</p>

別表第 4

即 賞

表 彰 の 要 件

次のいずれかに該当し、本部長による速やかな表彰を必要とするもの

- 1 有力な事件情報が少ない状況での職務質問等により、次の事件等を早期に検挙した者
  - (1) 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、不同意わいせつ等の重要事件
  - (2) 重要ひき逃げ事件
  - (3) 覚醒剤、麻薬等の押収事件
  - (4) 拳銃等殺傷能力が高い危険物の押収事件
  - (5) その他社会的関心の高い事件
- 2 迅速かつ的確な職務執行により、次の事案に対する未然防止等を図った者
  - (1) 悪質かつ危険な交通違反事件
  - (2) 拳銃等殺傷能力が高い危険物の使用事件
  - (3) 重要防護対象、要人等に対する攻撃事件
  - (4) 被留置者の自殺又は逃走事案
  - (5) その他社会的関心の高い事案
- 3 重要情報を入手した者
- 4 相談、犯罪被害者等支援、人身安全関連事案等業務により関係者を保護した者
- 5 警察庁又は管区警察局指定事件を検挙した者
- 6 重要事件等の指名手配被疑者を検挙した者
- 7 人命救助、善行等を行い、警察の威信を高めた者
- 8 その他本部長が必要と認めた者

## 別表第5

### 期 間 算 定 の 基 準

#### 1 通算を認める期間

(1) 中断のある場合は、その前後の在職期間

(2) 次の官公署等の在職期間

ア 宮城県警察及び他の都道府県警察

イ 警察庁（管区警察局を含む。）

ウ その他通算することを適当と認める官公署等

(3) 非常勤、臨時雇用又は嘱託の期間

#### 2 通算を認めない期間

休職（公務災害による負傷又は疾病を除く。）又は停職の期間

## 別表第6

## 定例の感謝状

対象者	表彰の要件	対象	表彰の時期
警察協力者	<p>警察の協力者又は協力団体として、警察運営上顕著な功績を挙げている、次のいずれかに該当するもの（かつてこの表彰を受けた者であるときは、その日から5年以上経過したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 10年以上にわたり警察に協力している個人又は団体で、個人にあつては人格識見とも優れ、真に奉仕的活動に従事している者（単なる名誉的な役職を除く。）</li> <li>2 警察運営及び警察活動の万般に協力して多大な功労があると認められ、本部長が感謝することが適当であると認める者</li> </ol>	おおむね 20人 (団体)	毎年 7月
駐在所夫人	3年以上通算して駐在所勤務員と同居し、生活している者（かつてこの表彰を受けた者であるときは、その日から3年以上経過したもの）	該当者	毎年 7月
情報通信部職員	<p>東北管区警察局宮城県情報通信部職員で次のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤続20年以上の者で本県警察運営及び警察活動の万般に協力して多大な功労があると認められるもの</li> <li>2 人格識見とも優れ、勤務成績が特に優秀で他の模範と認められる者</li> <li>3 過去にこの表彰を受けていない者</li> </ol>	相当人数	毎年 7月

別表第7

随時の感謝状

対 象	表 彰 の 要 件
犯罪の検挙 協力	自ら犯人を検挙し、又は凶器等を所持する犯人の逮捕に当たり、身の危険を顧みず、協力し、若しくは犯人の所在を通報するなど犯人逮捕に積極的に協力した者
人命救助又は災害救助 活動	次のいずれかに該当する者 1 身の危険を顧みず、積極的かつ機敏な行動又は措置により、自ら人命を救助し、又は人命救助行為に協力した者 2 災害、事故等発生に際し、身の危険を顧みず、又は積極果敢な行動若しくは措置により、警察活動に協力した者
その他警察 協力活動	次のいずれかに該当する者 1 警察の協力者又は協力団体で、警察運営又は警察活動に積極的に協力したもの 2 警察の協力者又は協力団体の役員が辞任（死亡を含む。）したときで、その協力又は従事した期間が10年以上の者 3 東北管区警察局宮城県情報通信部で退職する者で勤続25年以上のもの 4 その他本部長が必要と認める者

## 別表第8

## 本部長表彰の副賞

表彰の種類	対象	副賞
賞詞	1件 1人	2,000円相当の品
賞状	1件 1部署	5,000円相当の品
賞誉	1件 1部署	3,000円相当の品
	1件 1人	1,000円相当の品
即賞	1件 1人	2,000円相当の品
感謝状	1件 1団体	5,000円相当の品
	1件 1人	3,000円相当の品

注 相当の品とは、額縁、楯、メダル等の記念品とする。